

武蔵野市個人情報管理規程の修正について

次表の下線部のとおり修正されたい。

修正前	修正後
<p>(公表等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、市長は、<u>当該事案が市民の不安を招きかねないものであると認められるとき</u>は、当該事案の内容、発生の経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする。</p>	<p>(公表等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、市長は、<u>必要があると認めるときは</u>、当該事案の内容、発生の経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行うものとする。</p>